

各種奨学団体奨学生 募集一覧表（大学を經由して申請する奨学金）の詳細

奨学団体名	公益財団法人 日本国際教育支援協会 JEES・田辺三菱製薬医学・薬学奨学金
学内選考	あり
給付/貸与	給付
支給金額/貸与金額	月額：150,000円
支給期間/貸与期間	令和7年4月から学士課程の修了まで
採用人数	岡大推薦人数 1名 全国で10名
対象学生の課程・学年	学部学生
対象学生等応募資格	次の各号の全てに該当する者。 (1) 令和7年4月に日本の大学の学士課程に正規生として在籍する者。 (2) 日本国籍を有する者、日本への永住を許可されている者又は私費外国人留学生。なお、私費外国人留学生の場合、日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。 (3) 医学部または薬学部に在籍する者。 (4) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円（月額50,000円相当）以下である者 [貸与型奨学金（返済が必要なもの）、学費免除、国の高等教育修学支援新制度は除く。] (5) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。 (6) 令和7年4月に在籍する学校の長の推薦を受けることができる者。
奨学生の義務	(1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により在籍校を通じて本協会へ提出すること。 (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、在籍校を通じて本協会へ速やかに届け出ること。 (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、奨学金受給時の在籍課程修了時に所定の様式により、在籍校を通じて本協会へ報告すること。 (4) 奨学生は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等への参加に協力すること。
指導教員の推薦書	必要 推薦書は指導教員に依頼して下さい。
他奨学団体との重複	当協会が実施する他の奨学金の併給は認められていません。
申請書類について	申請は、財団の申請書類一式と下記の学内選考の申請書類の両方を提出してください。 財団の申請書類は紙の原本及びExcelデータの両方を提出願います。 ※Excelデータ提出先アドレス：shogaku@adm.okayama-u.ac.jp  1. 学内選考の申請書類（本学HPから印刷すること） ①選考調書（岡山大学選考用） ②収入に関する証明書（父母がいる場合は父母両方、ひとり親の場合は一人分、父母がどちらもいない場合は父母に代わって生計を支えている方のもの。 ①の裏面を確認。） ③単身赴任実費計算書（必要に応じて提出） ④長期療法費計算書（必要に応じて提出）  2. 財団の申請書類  (1) 願書（様式1）【Excel】日本語で書かれたものに限る。 (2) 推薦書（様式2）【Excel】
提出期限	2025年7月4日（金）17時まで
提出先	岡山大学学務部学生支援課奨学金担当 一般教育棟A棟2階 6B窓口

<p>問い合わせ先</p>	<p>岡山大学学務部学生支援課奨学金担当 <a href="mailto:shogaku@adm.okayama-u.ac.jp">shogaku@adm.okayama-u.ac.jp</a>          ※学生支援課窓口 または 学生番号、氏名を明記の上、mailにて問い合わせしてください。</p>
<p>注意事項</p>	<p>(1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、募集要項13に挙げる事項に該当する場合、既に支給している奨学金の返還を求める場合がある。</p> <p>(2) 本奨学金採用決定（本奨学金採用決定通知を在籍校が受領した時点）前に他の奨学金の受給が決定した場合、在籍校を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。</p> <p>(3) 受給開始から終了まで、受給額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学金に応募することはできない          （ただし、本奨学金の受給終了後に受給を開始する他の奨学金は除く。）</p> <p>(4) 在籍校の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期（1 か月以上の）欠席又は休学の扱いとならなければ支給を継続する。</p> <p>(5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。</p> <p>(6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程4年、修士（博士前期）課程2年、博士（博士後期）課程3年とし、この期間のうち募集要項6に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち募集要項6に挙げる支給期間を支給対象とする。</p>